

## 12 住宅・土地、公共工事関係

### ア 住宅・土地

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  | 実施予定期 |      |      | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--|--|-------|------|------|--|----|
| 事項名                                      | 措置内容   | 16年度  | 17年度 | 18年度 |  |    |
| 土地収用法の積極的活用等<br>(国土交通省)                  | <p>a　国家的見地から重点的かつ早急な推進が求められる事業については、今般、「収用委員会審理において、事業認定の公益性に関する不服など収用委員会審理に關係のない主張をすることができない」旨を明文化するなど、土地収用法の抜本的な改正（平成14年7月施行）が行われたことを踏まえ、収用委員会において適確な審理の進行が行われるよう、国として収用委員会等に対して一層の周知徹底を図る。また、併せてその用地の取得等に関して事業認定の適期申請ルールや用地取得状況の公表等について国として事業者等に対して周知徹底を図る。</p> | 逐次実施  |      |      | <p>(国土交通省)</p> <p>改正土地収用法による適確な審理の進行については、収用委員会のブロック会議等において、法改正の趣旨を説明するとともに、適確な審理が行われた事例を紹介するなど、一層の周知徹底を図った。</p> <p>(関東甲信越収用委員会連絡協議会：平成16年6月7日以下、東北・北海道：9月2日　中国：10月15日　近畿：10月27日　四国：11月5日　中部：11月4日　九州：11月18, 19日)</p> <p>また、事業認定の適期申請ルール及び用地取得状況の公表等については、各種会議等において、起業者等に対して一層の周知徹底を図った。</p> <p>(平成16年6月7日　都道府県及び政令指定都市用地主幹課長会議他。また、用地対策連絡協議会等においても会議等で周知(関東地区：5月17日他)。)</p> <p>さらに、平成15年3月の事業認定等に関する適期申請等についての国土交通省の通達の趣旨について、改めて文書により周知徹底を図った。</p> <p>(平成17年3月35日国総公第3号。同日付で中央用対連からも参考通知。)</p> |    |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |   | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
|  | <p>b 近年、土地の明渡裁判の取消訴訟等において、既に出訴期間を超過した先行処分たる事業認定の違法性が争われ、明渡裁判等の執行停止が提起されるような事例が見られるが、このような行政処分に関する「違法性の承継」を認める場合には、事業認定の法律効果の安定性を損なうおそれがある。</p> <p>平成13年の改正土地収用法の施行状況や今後の判例を注視しつつ、違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について、今後、引き続き調査・検討を進めていく。</p> | 逐次実施        |        |        | <p>(国土交通省)</p> <p>現時点では、改正土地収用法の適用後の訴訟について、違法性の承継の当否を判断した判決は出されていないが、法改正前の事例として、圏央道建設事業に係る明渡裁判執行停止の申立て事件について、平成15年12月25日の高裁決定において、違法性は承継しない旨の判断が示された。</p> <p>また、収用委員会のブロック会議等において、違法性の承継は遮断される旨周知徹底を図っており、今後も判例・学説の収集等、引き続き調査・検討を進めていく。</p> |     |  |  |
| 都心部における混合用途地域の創設の検討等                     | a 都心部の職住近接が求められる地域において、複合的な用途を促進するため、都市再生特別地区や用途別容積型地区計画等の積極的な活用を推進する。  | 逐次実施        |        |        | <p>(国土交通省)</p> <p>都市計画主管課長会議（平成16年4月14日）において、政策課題対応型都市計画運用指針（平成15年12月26日国土交通省都市・地域整備局長通知）の周知徹底を行ない、その活用を推進した。</p>   |     |  |  |
| (国土交通省)                                  | b 従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきているが、中期的には、都心部における容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限とし、良好な市街地環境の維持は形態制限により担保する方向を目指すことを始め、用途地或制度などの目的やそれを実現するための手法に関する基本的な検討をする。その際には、都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」の創設等についても検討する。                      | 検討          |        |        | <p>(国土交通省)</p> <p>都心部における実態調査や専門家、自治体担当者等を委員とする検討会等を開催し、用途地或制度などの目的やそれを実現するための手法に関する基本的な検討を進めているところ。</p>  |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |  |        |        |  | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等                                    | 備 考 |  |  |
|--|---|--|--------|--------|--|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期                              |        |        |  |  |     |  |  |
|  |   | 16 年 度                                   | 17 年 度 | 18 年 度 |  |  |     |  |  |
| （国土交通省及び関係省庁）                            | <p>c 上記bの容積率制限に関する検討に当たっては、以下のような分析・検討を行う。</p> <p>(1) 住宅、事務所、店舗等の用途別のインフラ負荷を時間帯別に定量的に分析する。</p> <p>(2) (1)の結果を踏まえ、複合的用途がどれだけのインフラ負荷を正味で及ぼすかを分析する。</p> <p>(3) ソフト面のインフラ対策の可能性と効果についても研究、検討を行う。</p>        | 検討開始                                     |        |        |  | (国土交通省)<br>建築物の用途別及び複合用途建築物の交通インフラへの負荷についての調査を実施中。       |     |  |  |
| 航空法による建築物等の高さ制限の合理化<br>（国土交通省）           | 我が国の各空港が置かれている気象・地形などの自然的・地理的条件、稠密な市街地や船舶の転轍する港湾等と近接しているといった立地条件や航空機の運航実態を踏まえた運航の安全性の確保と環境面の配慮の必要性を十分に考慮に入れて、最近の我が国の就航機材の実情、諸外国の類似例等を踏まえ専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性について再検証を行い、都心の高度利用のニーズも踏まえ、制限表面の見直しを検討する。 | 16年度以降、都心部に近接する5空港（羽田、伊丹、福岡、宮崎、那覇）について措置 |        |        |  | (国土交通省)<br>平成16年度は、専門的・技術的観点から羽田空港の制限表面の合理性についての再検証を行った。 |     |  |  |
| 航空障害灯に係る規制の合理化                           | 平成15年度に実施した航空障害灯に係る規制緩和措置の実効性を確保するため、設置基準の改正内容、新たな設置方法や改修時の   | 措置                                       |        |        |  | (国土交通省)<br>平成16年1月に行った緩和措置の実効性を確保するため                    |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |            |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|------------|------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |            |      |   |     |  |  |
|  |   | 16年度        | 17年度       | 18年度 |   |     |  |  |
| (国土交通省)                                  | 指針、新基準導入のメリット等について積極的な周知を図るとともに、既存建物において新たな基準に照らし設置不要となった障害灯についても消灯、撤去が可能であることについて、地方公共団体や事業者等関係者に対し周知を徹底する。  |             |            |      | の、各航空障害灯設置管理者、地方自治体等に対するダイレクトメールの発送等による周知に続き、今年度も緩和策導入のメリット、既存設備改修時の参考指針等について航空局ホームページに掲載すると共に、社団法人公共建築協会発行の「公共建築ニュース」10月号に規制緩和の概要を掲載することにより建設業界に広く周知を図った。  |     |  |  |
| 空港の事業評価の情報開示<br>(国土交通省)                  | 事業評価制度の導入前に着手された空港整備事業については、新規採択時の評価は実施されていないので、空港整備事業の透明性をより一層高めるとともに、都市の利便性や競争力の向上に資する都市部の空港に対する国民の理解の向上を図るため、事業に要した費用、加えて主要空港については便益を分かりやすい形で公表していく。   | 逐次実施        |            |      | (国土交通省)<br>「空港整備事業の費用対効果マニュアル」について、事業に要した費用や便益をより分かりやすい形での公表となるよう改訂を行うとともに、平成16年7月地方公共団体等へ通知した。<br>東京国際空港沖合展開事業、成田国際空港平行滑走路整備事業、神戸空港建設事業について事業再評価を行い、費用及び便益を分かりやすい形で公表した。   |     |  |  |
| 民間委託等の推進による駐車違反の取締り業務の効率化等<br>(警察庁)      | 駐車違反の取締りについては、その実効性と効率の向上のため、運転者への刑事責任追及に加えて、車両の運行を管理している使用者に対し、その権利保護に留意しつつ行政制裁としての金銭納付を課す等、駐車違反に対する責任追及の在り方を見直すとともに、大量の駐車違反を処理することから、制裁の実効性を担保するための方策を講ずる。また、駐車違反対応業務の民間委託については、委託先選定プロセスの透明性を確保しつつ、不正防止等の観点から受託者の法的位置付けを明確化した上で、駐車違反の事実確認や警察への報告、書類作成等の業務を対象とする等、その大幅な拡充を図 | 法案成立後、公布    | 公布後2年以内に施行 |      | (警察庁)<br>第159回通常国会において、放置車両に係る使用者責任の拡充や放置車両の確認と標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）等の民間委託の推進等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」（平成16年法律第90号）が成立（平成16年6月9日公布。公布の日から2年以内に施行。）これを受け、道路交通法施行令等の関係規定の改正や「確認事務の委託の手続等に関する規則」（平成16年国家公安委員会規則第23号）の制定等がなされた。 |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
|  | る。   |             |        |        | <p>これらにより、放置車両に係る使用者の責任が強化され、放置駐車違反について運転者が反則金を納付しないとき等は、事前に弁明の機会を付与した上で、公安委員会は車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることができることとされたほか、その実効性を担保するため、滞納処分や車検拒否等に関する規定が整備された。</p> <p>また、公正かつ適確に確認事務を遂行することが期待できない者を委託対象から排除するために、公安委員会による登録制度が設けられ、さらに、確認事務に従事する者が一定以上の技能及び知識を有する者であることを担保するために、駐車監視員資格者制度が設けられるなど、確認事務が公正かつ適確に行われるための仕組みの下で、警察署長は、確認事務等を民間に委託することができることとなり、駐車違反対応業務の民間委託についてその大幅な拡充が図られることになった。</p> |     |  |  |
| 都市交通基盤等の整備<br>(国土交通省)                    | <p>a 國際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図る。</p> <p>b 完了期間宣言路線といった取組を拡大して、完了・供用時期を明示し、供用を早める取組を強化する。</p> | 逐次実施        |        |        | <p>(国土交通省)</p> <p>街路事業関係予算として、平成17年度当初予算において、502,829百万円を計上した。</p>   |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容              |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|---|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名   | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|   |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
| 都市再生のための<br>関連施策の一体的<br>推進<br>(金融庁、総務省、<br>財務省、国土交通省) | 都市再生のため、土地の流動化を図る観点から、例えば、多様な主体の不動産証券市場への参加促進による不動産市場の活性化等、投資促進の観点から規制の見直しや、予算、税制の活用を行う。   | 逐次実施        |        |        | (総務省)<br><br>平成15年度より、不動産取得税の税率引下げ（平成17年度までの3年間の措置）、特別土地保有税の課税停止、都市再生特別措置法に関連した税制措置等の措置を継続しているところ。<br><br>(財務省)<br><br>既存の特例措置の活用を図るほか、平成16年度税制改正において、土地譲渡益に対する税率の引下げ（長期譲渡所得26%→20%）等の措置を講じた（平成16年分以後の所得税について適用）。<br><br>また、平成17年度税制改正において、都市再生特別措置法の改正に伴う税制措置を講じた。 |     |  |  |
| 通勤鉄道における<br>時間差料金制の導<br>入<br>(国土交通省)                  | 鉄道における時間差料金制の導入に向けて、オフピーク料金制など諸外国都市における多様な時間差料金手法の収集、IT技術の活用など最近の技術の進展に対応した時間差料金制導入の技術的課題の整理、事業者に対する時間差料金制導入のための具体的誘引策、時間差料金制導入についての社会全体の理解の促進策等について、引き続き検討を進めていく。 | 逐次実施        |        |        | (国土交通省)<br><br>平成16年度においては、諸外国都市における時間差料金手法の調査を行ったところであり、引き続き、技術的課題の整理を行う等、検討を進めていくこととしている。   |     |  |  |
| 市街地再開発事業<br>の推進方策<br>(国土交通省)                          | 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資する等の公共性を有する市街地再開発事業について、組合設立認可申請における地権者同意に係る人数要件及び面積要件の在り方や市街地再開発組合を円滑に設立するための方策等について検討し、その結果を踏まえ、市街地再開発組合を含めた民間主体がより                 | 措置          |        |        | (国土交通省)<br><br>市街地再開発組合の事業計画決定手続の見直し等を内容とする都市再開発法の改正を含む「民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を平成17年2月に通常国会に提  |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|------|------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |      |      |   |     |  |  |
|  |  | 16年度        | 17年度 | 18年度 |   |     |  |  |
|  | 円滑に事業を推進できるようにするための措置を講ずる。   |             |      |      | 出した（平成17年4月27日公布、同年10月26日までに施行）   |     |  |  |
| 重畳的規制の理・合理化<br>(総務省、国土交通省)               | <p>a 排煙設備は、人命を守り火災により発生した煙を排出するための設備であるが、消防法の規定が消火活動上の支障とならないようすることを目的としている一方、建築基準法の規定は避難上支障とならないようすることを目的としている。沿革的には、当初は消防法のみに規定があったものであるが、次第に建築基準法の規定が整備されてきたため、現在の運用では、両法が適用される場合でも、概ね建築基準法の基準で設定すればよいとされている。今後とも、このような例においては、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、法令改正等により必要が生じた場合には、統一的な運用を行うために必要な手続を所管省庁間で定め、外部に公表する。</p> <p>b 建築基準法においては、スプリンクラー設備が設置されている場合に防火区画や内装不燃化の緩和ができるとされ、消防法においては、逆に防火区画された小区画室についてはスプリンクラー設備の設置が免除されている。このように、代替的な内容の規定相互間においては今後とも、技術水準の向上等を踏まえつつ、必要が生じた場合には、整理・合理化を推進する。</p> | 検討、逐次実施     |      |      | (総務省、国土交通省)<br><br>消防用設備等の技術基準の性能規定化について検討を行うために、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に国土交通省も参画するなど、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、消防法と建築基準法の規制内容の整理・合理化及び統一的運用の観点も踏まえて必要な検討を行ったところ。 |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|------|------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |      |      |   |     |  |  |
|  |  | 16年度        | 17年度 | 18年度 |   |     |  |  |
| 消防法・建築基準法の性能規定化等による合理化<br>(総務省)          | a 消防法について、建築基準法の性能規定化との整合性を確保するとともに、消防法に規定する消防用設備や消火活動上必要な施設について、できる限り性能規定化を図る。                            | 検討、逐次実施     |      |      | (総務省)<br>消防用設備等の技術基準の性能規定化について検討を行うために、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に国土交通省も参画するなど、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、消防法と建築基準法の規制内容の整理・合理化及び統一的運用の観点も踏まえて必要な検討を行ったところ。 |     |  |  |
|  | b 建築基準法においても、消防法の性能規定化に伴い必要となる性能規定の整理・合理化を行う。  | 検討、逐次実施     |      |      | (国土交通省)<br>消防法の性能規定化に伴う建築基準法の性能規定の整理・合理化の観点から、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に参画することなどを通じて検討を行ったところ。   |     |  |  |
| 加圧防排煙システムに係る手続の見直し<br>(国土交通省)            | a 加圧防排煙システムについては、大臣認定によらず、建築主事等による建築確認により採用することができるよう技術的可否を含め検討する。その際、排煙設備は一般空調用の換気ファン（排気ファン）を兼用できるよう検討する。 | 結論          |      |      | (国土交通省)<br>学識経験者等からなる検討委員会における検討を踏まえ、加圧防排煙システムについて、建築主事等による建築確認を行う際に必要とされる避難安全検証法へ導入する方向で措置を行うとの結論を得た。  |     |  |  |
|  | b 加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討するとともに、その結果を踏まえて、建築基準法においても附室とロビーの兼用を検討する。    | 逐次検討        |      |      | (総務省)<br>消防用設備等の技術基準の性能規定化について検討を行うために、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に国土交通省も参画するなど、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、消防法と建築基準法の規制内容の整理・合理化及び統一                         |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |   | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
|  |   |             |        |        | 的運用の観点も踏まえて必要な検討を行ったところ。<br>(国土交通省)<br>消防法の性能規定化に伴う建築基準法の性能規定の整理・合理化の観点から、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に参画することなどを通じて検討を行ったところ。   |     |  |  |
| 不動産取引価格情報の開示<br><br>(国土交通省、法務省)          | <p>正確な取引価格情報の提供は、市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るために早急に実現しなければならない重要な政策課題であり、このような制度を、個人情報等の保護に対する国民意識にも配慮しつつ構築し、さらに充実していくためには、幅広い国民の理解が得られるよう、実施上の課題も含めて、実績を通じて検証していく必要がある。このため、以下の施策を講ずる。</p> <p>a 國土交通省は、法務省と連携し、現行制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、国民に提供するための仕組みを構築する。</p> | 措置          |        |        | <p>(国土交通省)</p> <p>法務省と連携し、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないよう配慮して土地取引の際に必要となる取引価格情報等の提供を行うためのシステムを構築した。</p> <p>(法務省)</p> <p>取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないよう配慮して土地取引の際に必要となる取引価格情報等の提供を行うためのシステムを構築した。</p> |     |  |  |
| (国土交通省)                                  | b 上記の仕組みに基づき、取引当事者の協力により取引価格情報の調査・提供を行う。  |             | 措置     |        |   |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |                              |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|--|------------------------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期                  |        |        |  |     |  |  |
|  |  | 16 年 度                       | 17 年 度 | 18 年 度 |  |     |  |  |
| （国土交通省）                                  | c 価格情報の正確さが確保されること、個人情報保護の観点から情報提供方法に関する技術的側面が解決されること等を実績を通じて検証し、この結果等を踏まえ、取引価格情報提供制度の法制化を目標に安定的な制度の在り方について検討し、結論を得る。                  |                              |        | 検討・結論  |  |     |  |  |
| 地籍調査の積極的推進等<br>（国土交通省）                   | a 土地情報の基礎である地籍の明確性は、都市再生の円滑な実施の前提条件であることから、その実施率が低い都市部において、一定の目標に向けて計画的集中的に地籍調査を行えるよう、財源確保及び外部専門技術者の活用等執行体制の強化を図る。                     | 逐次実施                         |        |        | （国土交通省）<br><br>平成14年度から、専門技術者の積極的活用等を内容とする都市再生地籍調査事業を実施している。<br><br>また、平成16年度から全国の都市部において国直轄による都市再生街区基本調査を実施し、進捗が遅れている都市部の地籍整備を集中的に進めている。  |     |  |  |
| （法務省）                                    | b 土地境界紛争に関する裁判外紛争処理制度の仕組みについて、総合的な裁判外の紛争処理解決手段（ADR）の制度基盤を整備するための方策（ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的枠組みを規定する法案の提出を含む。）に関する検討を踏まえて、必要な方策を検討する。 | 総合的なADRの制度基盤の整備に関する検討を踏まえて措置 |        |        | （法務省）<br><br>土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権の登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続についての土地家屋調査士の代理業務に関する規定を整備する等のための「不動産登記法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出 |     |  |  |
| 測量法第41条の審査を受けた測量成果の地籍測量への                | 公共測量の成果である基準点について、測量法第41条第2項に基づき国土地理院の長が審査し、当該成果が充分な精度を有するものと認める場合には、当該基準点を基礎として地籍測量が実施できる   | 措置                           |        |        | （国土交通省）<br><br>地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び同運用基準（平成14年国土国第590号）の一部改正（平  |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
| 利用手続の簡素化<br>(国土交通省)                      | よう検討し措置する。   |             |        |        | 成17年4月1日施行)により、公共測量の成果である基準点を基礎として地籍測量が実施できるよう措置する予定。                                     |     |  |  |
| エスクロー制度の導入<br>(国土交通省)                    | 金融資産及び不動産の売買市場が拡大する中で、市場参加者も多様化しつつある。市場参加者の裾野を拡大し、資産流動化を一層促進するために、諸外国における制度を参考としつつ、我が国においてもエスクローの仕組みを制度として導入すべきであるとの指摘がある。一方、現行法の下でも当事者が契約によりエスクローの仕組みを採用することは禁止されておらず、不動産についてはニーズがないとの意見もある。したがって、我が国におけるエスクローへのニーズの存否についてその実態を調査し、制度的な手当ての必要性を検討する。  | 検討          |        |        | (国土交通省)<br>平成15年度に日本におけるエスクローに対するニーズ等に関して学識経験者等にヒアリングを実施し、平成16年度にこの結果を踏まえて検討を行い、報告書を作成した。 |     |  |  |
| 中古住宅市場の整備<br>(国土交通省)                     | 平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形成・有効活用システム」についての提案募集で提案されたシステムの広報を行うとともに、民間が自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整備事業を積極的に展開できる環境整備を行うため、提案募集の提案等を踏まえ、中古住宅の性能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存すべき情報(新築時の工事情報と住宅性能、維持管理及びリフォーム実施の履歴等)の項目と保存・管理の方法、住宅履歴・性能に基づく価格の査定方法、瑕疵担保責任に対する保証の方法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方法と項目につき、具体的な方策を検討し、所要の措置を講ずる。 | 逐次実施        |        |        | (国土交通省)<br>平成17年度におけるマンション履歴システムの構築に向けて検討中。   |     |  |  |
| 19公的 土地の有効活用                             | 地方公共団体等の公的主体が所有する公営住宅等の用に供する土地が必ずしも有効に活用されていないという実態を踏まえ、P F  | 逐次実施        |        |        | (国土交通省)<br>山形県、東京都、京都府、大阪府、広島県において、P F  |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
| （国土交通省）                                  | I 事業の積極的推進等により、民間施設も含めた複合・高度利用を推進し、都市を中心とした、公的主体が所有する土地の有効活用を図る。   |             |        |        | I 事業等7件を実施中。（平成17年3月）   |     |  |  |
| 20 土地利用に係るマスター・プランの拡充<br>（国土交通省）         | 土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能に関しては、国土利用計画、全国総合開発計画及び各圏域のブロック計画との関係の整理の必要性についての検討と併せ、現行の土地利用基本計画の内容の詳細化の必要性、計画の策定手続の在り方と策定支援方策について、今後の制度の改正も含めて、更に検討を進める。 | 検討          |        |        | （国土交通省）<br>土地利用基本計画の機能の拡充に向け、地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針の詳細化に関して、平成16年度土地対策全国連絡協議会ブロック会議において周知を図った（平成16年5月18日～6月11日）。<br>また、土地利用基本計画について、電子化による計画策定・変更業務の効率化を進めているところである。 |     |  |  |
| 21 外国人の居住環境の整備<br>（国土交通省）                | a 外国人の入居を円滑に受け入れができるよう、必要な基礎知識、留意事項、対応方法等を示した「ガイドライン」を作成するとともに、賃貸住宅標準契約書の外国語翻訳を作成し、これらの周知・普及を図る。   | 措置          |        |        | （国土交通省）<br>外国人の入居を円滑に受け入れができるよう、必要な基礎知識、留意事項、対応方法等を示した「ガイドライン」を作成した。（平成17年3月）<br>また、賃貸住宅標準契約書の外国語翻訳を作成した。（平成17年3月）  |     |  |  |
| （国土交通省）                                  | b 外国人の入居、居住をめぐるトラブル等に対応していくため、相談窓口機能の充実を図る。  | 措置          |        |        | （国土交通省）<br>上記ガイドラインを相談窓口へ周知した。（平成17年3月）   |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |       |       | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|-------|-------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |       |       |  |     |  |  |
|  |   | 16 年度       | 17 年度 | 18 年度 |  |     |  |  |
| （国土交通省、文部科学省）                            | c 民間賃貸住宅への外国人留学生等の入居の円滑化をより一層図るため、関係省や関係団体は連携して、民間賃貸住宅や連帯保証人に代わる民間の家賃保証サービスに関する情報提供、指定宿舎確保促進事業や留学生住宅総合補償制度の活用等を図っていく。 | 措置          |       |       | （文部科学省）（国土交通省）<br>財団法人日本賃貸住宅管理協会による民間賃貸住宅や連帯保証人に代わる民間の家賃保証サービスに関する情報提供、独立行政法人日本学生支援機構による留学生指定宿舎事業、財団法人日本国際教育支援協会による留学生住宅総合補償制度について、各種会議等で大学関係者等に情報提供し、事業の活用を図った。   |     |  |  |
| （国土交通省）                                  | d 公営住宅等公的賃貸住宅においては、現在行っている留学生の入居に向けた取組や他の施策との連携により、留学生の居住の安定が一層図られるよう措置を講ずる。  | 措置          |       |       | （国土交通省）<br>・公営住宅について、平成15年8月に通知を発出し、構造改革特区制度を活用した「留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業」を実施。さらに、平成17年3月に全国において実施可能とする通知を発出（留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化について（全国展開の実施）（平成17年3月25日国住総第205号住宅局長通知））<br>・留学生等の入居が可能な特定目的借上公共賃貸住宅を準特定優良賃貸住宅制度へ再編。（準特定優良賃貸住宅制度要綱（平成16年4月1日）） |     |  |  |

## イ 公共工事

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容                    |   |             |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 |  |
|---|---|-------------|------|-----------------------|-----|--|
| 事 項 名   | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |      |                       |     |  |
|   |   | 16年度        | 17年度 | 18年度                  |     |  |
| 更なる取組の徹底・拡大<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才の再掲>            | 国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。   | 逐次実施        |      | <競争才の再掲>              |     |  |
| 第三者機関の設置の推進・機能強化等<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才の再掲>      | 国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。 | 逐次実施        |      | <競争才の再掲>              |     |  |
| 一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才の再掲> | 一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。  | 逐次実施        |      | <競争才の再掲>              |     |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容                                  |  |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 |  |  |
|---|--|-------------|------|------|-----------------------|-----|--|--|
| 事 項 名   | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |      |      |                       |     |  |  |
|   |  | 16年度        | 17年度 | 18年度 |                       |     |  |  |
| 共同企業体結成の義務付けの見直し（国土交通省、総務省、その他発注関係府省）<br><競争才 の再掲>                        | 受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。   | 逐次実施        |      |      | <競争才 の再掲>             |     |  |  |
| 地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化（総務省及び関係府省）<br><競争才 の再掲>                         | 地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないよう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。  | 逐次実施        |      |      | <競争才 の再掲>             |     |  |  |
| VE (Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等（国土交通省、総務省、その他発注関係府省）<br><競争才 の再掲> | VE・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況及びこれがもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させる。 | 措置          |      |      | <競争才 の再掲>             |     |  |  |
| 公共工事の検査・  | 技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職  | 逐次実施        |      |      | <競争才 の再掲>             |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容             |   |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|------|------|-----------------------|-----|--|--|
| 事 項 名  | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |      |      |                       |     |  |  |
|  |   | 16年度        | 17年度 | 18年度 |                       |     |  |  |
| 監督等の外部委託の推進<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才 の再掲>    | 員にも技術的な知識が要求されるところであるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。   |             |      |      |                       |     |  |  |
| 工事成績の評価の推進・見直し<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才 の再掲> | 国土交通省直轄工事においては、公募型指名競争入札のうち詳細条件審査型一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。<br><br>なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。 | 逐次実施        |      |      | <競争才 の再掲>             |     |  |  |
| 民間技術提案の更   | あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発  | 措置          | 逐次実施 |      | <競争才 の再掲>             |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容  |  |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|---|--|-------------|------|------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                     | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |      |      |  |     |  |  |
|   |  | 16年度        | 17年度 | 18年度 |  |     |  |  |
| なる活用<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才の再掲> | 意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行える場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。 |             |      |      |  |     |  |  |
| 公共工事における政府調達の電子化<br>(国土交通省及び関係府省)         | 平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。<br><br>なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。   | 措置          |      |      | (国土交通省)<br><br>平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を導入し、平成15年度より、すべての直轄事業を対象に電子入札・開札を開始した。<br><br>また、国土交通省における公共事業支援統合情報システムの構築に関する取り組みについては、平成16年度より、直轄事業において成果物を電子データで納品する電子納品を本格的に実施。<br><br>(防衛施設庁)<br><br>防衛施設庁が実施する建設工事および建設コンサルタント業務等について、平成15年度から一部の事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、平成16年度は事業の適用範囲を拡大して電子入札・開札を実施している。<br><br>(法務省)<br><br>平成16年度までに導入済。<br><br>(財務省) |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |         |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---------|-------------|------|------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 |      |      |   |     |  |  |
|  |         | 16年度        | 17年度 | 18年度 |   |     |  |  |
|  |         |             |      |      | <p>平成16年度までに、地方支分部局等を含め、電子入札システムを導入した。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>電子入札・開札については、平成16年度より実施している。</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年1月から本省庁において、インターネットを活用した電子入札・開札を開始、平成16年度において、地方厚生局等にも電子入札・開札を導入したところである。</p> <p>（農林水産省）</p> <p>平成15年7月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を導入し、平成16年度において、すべての直轄事業を対象に電子入札・開札を開始した。</p> <p>（環境省）</p> <p>電子入札・開札システムについては、16年度より実施している。</p> |     |  |  |

## ウ 公共施設・サービス等の民間開放の促進

| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定期 |      |      | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--------------------------------------|---|-------|------|------|---|----|
|                                      |   | 16年度  | 17年度 | 18年度 |   |    |
| PFI選定事業者による公共施設等の管理・運営の拡充（内閣府及び関係省庁） | <p>公共施設等の管理・運営に関し、いかなる行為が「公権力の行使」に該当するかなどについては、法理論、様々な一般法や、公物管理法など各個別法の運用・解釈にゆだねられており、公共施設等について、PFI選定事業者が行い得る業務の範囲は明確でないものもあることから、PFI事業については、その一層の活用促進に資するよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一括的に行った事例として、PFI事業の事例集を作成、公表し、先行事例の紹介を図る。</p> <p>イ 公物管理法などの解釈において、PFI選定事業者が各公共施設等において行い得る事業の範囲を明確化し、周知徹底する。</p> | 措置    |      |      | <p>(内閣府及び関係省庁)</p> <p>ア 内閣府においては、実施方針を公表したPFI事業のホームページへの掲載、「PFIの現況等に関する資料集」の作成、公表（平成16年6月）アニュアルレポート作成に向けた調査や地方公共団体に対する情報提供のための調査の実施などを通じて先行事例の紹介を図った。</p> <p>総務省においては、(財)地域総合整備財団と共に、全国4ヶ所で地方公共団体を対象とした研修会の開催、「PFI事業の課題に関する検討報告書～質問・回答の典型例について～～直接協定の典型例について～」の作成、公表（平成16年7月）などにより、地方公共団体に対する情報提供等を通じて先行事例の紹介を図った。</p> <p>経済産業省においては、全国3カ所で地方公共団体、民間事業者を対象としたセミナー及びシンポジウムを開催し、先行事例の紹介を図った。</p> <p>国土交通省においては、全国8カ所で地方公共団体、民間事業者を対象としたセミナーを開催し、先行事例の紹介を図った。</p> <p>イ 各公共施設等においてPFI選定事業者が行い得る業務の範囲については、平成16年3月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会において各省庁としての考え方を取りまとめるとともに</p> |    |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |   | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
|  |   |             |        |        | にホームページにおいて公表した。  |     |  |  |
| 公の施設の管理における「指定管理者制度」の活用促進（関係省庁）          | 各種公物管理法により「管理者」が国や地方公共団体等に限定されている公の施設の場合、都市公園を除き、民間事業者が「指定管理者」としてその管理・運営を行うことが可能であるか否かは明確にされていないことから、本制度を地方公共団体が活用した場合には、当該地方公共団体が指定した「管理者」は、各種公物管理法に関係する公の施設等について、その管理・運営等を行うことが可能であることを必要に応じ通知するなど、所要の措置を講ずる。 | 措置          |        |        | <p>(厚生労働省)</p> <p>社会福祉施設、医療施設、保健衛生施設、水道施設について、それぞれ都道府県等に指定管理者制度の通知を発出し、周知しているところである。（「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」（平成15年8月29日雇児発第0829001号・社援保発第0829001号・障企発第0829002号・老計発第0829002号）「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に際しての留意事項について」（平成15年11月21日医政総発第1121002号）「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について」（平成16年5月21日健総発第0521001号））</p> <p>(農林水産省)</p> <p>卸売市場については「中央卸売市場業務規程例の一部改正について」（平成16年8月11日付け16総合第865号農林水産省総合食料局长通知）により市場施設の管理について、漁港については「模範漁港管理規程例の一部改正について」（平成15年9月2日付け15水港第1669号農林水産事務次官依命通知）により漁港施設の管理の一部について、地方自治法上の指定管理者制度を活用することができる旨の通知をした。</p> |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |         |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---------|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |         | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
|  |         |             |        |        | <p>(国土交通省)</p> <p>平成16年3月30日付け、都道府県下水道担当部長及び政令指定都市下水道担当局長あて「指定管理者制度による下水道の管理について」(国都下企第71号、都市・地域整備局下水道部下水道企画課長通知)により、指定管理者が下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等の事実行為を行うことが可能である旨を通知した。</p> <p>河川については、「指定管理者制度による河川の管理について」(平成16年3月26日河川局3課長通達)により、指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲を明確化したところ。</p> <p>道路については、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、平成16年3月31日、指定管理者制度を活用できる旨、通知を発出した。</p> <p>(「指定管理者制度による道路の管理について」(平成16年3月31日 国道政第92号・国道国防第433号・国道地調第9号 各都道府県道路管理担当部局長、各政令指定都市道路管理担当部局長あて国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、地方道・環境課長通知))</p> <p>公営住宅については、「公営住宅の管理と指定管理者制度について」(平成16年3月31日国住総第193号住宅局長通知)により、指定管理者制度を活用できる旨及び指定管理者が行うことができる事務の範囲について通知した。</p> |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
|  |  |             |        |        | 港湾については、「指定管理者制度による港湾施設の管理について」（平成16年3月29日港湾局管理課長通達）により、指定管理者が行うことができる港湾施設の管理の範囲を明確化したところ。  |     |  |  |
| 道 路 占 用 許 可、道路使用許可の弾力化<br>(国土交通省、警察庁)    | a 道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置するとともに、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図る。 | 措置          |        |        | <p>（国土交通省）</p> <p>平成17年3月に、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、占用の許可に関し、一層弾力的に取り扱うよう各道路管理者あて道路占用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付国道利第30号）を発出した。</p> <p>また、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手続の一層の簡素合理化を図るため、平成17年3月に「道路占用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付国道利第30号）を発出した。</p> <p>（警察庁）</p> <p>平成17年3月、都道府県警察に対して、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を発出した。また、管理者</p> |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |        |        |  |     |  |  |
|  |   | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |  |     |  |  |
| （国土交通省）                                  | b 道路の占用については、その弾力化に併せ、地域の合意形成を適切に確保しつつ、利活用に伴う負担の適正化を図るため、占用者が、経済的観点を踏まえてイベント等への参加者をより公平に選定することや、得られた収入を道路の維持管理活動等に還元することなどを可能とするスキームを検討し、結論を得る。   | 結論          |        |        | の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、道路使用許可手続きの一層の簡素合理化を図るための通達を発出した。   |     |  |  |
| 河 川 占 用 許 可 の 弾 力 化<br>（国土交通省）           | a 河川占用許可の弾力化については、都市再生プロジェクト（大阪市、広島市）における取組に関して、経済合理性の観点から、利活用に伴う利用者の負担の適正化を図りつつ、地域合意の下社会実験を実施するとともに、その実施状況を見守りつつ、地域の要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障が無く、かつ地域の合意形成が図られた場合について、こうした社会実験を拡大するための措置を講ずる。 | 逐次実施        |        |        | （国土交通省）<br>社会実験として、河川管理者が許可できる占用主体及び占用施設の対象範囲を弾力化する特例措置を内容とする通達を平成16年3月23日に発出した。（都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について、国河政第98号国土交通事務次官通達）<br>大阪市については平成16年3月30日に、広島市については平成16年3月31日にそれぞれ当該通達に基づく実施区域として指定し、現在社会実験を実施しているとことである。 |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|------|------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |      |      |   |     |  |  |
|  |   | 16年度        | 17年度 | 18年度 |   |     |  |  |
|  | b 地域の賑わい創出のために、既得権益化の排除や河川空間整備を一層推進するための新たな財源確保の方策等のスキームを検討し、結論を得る。 | 結論          |      |      | また、名古屋市についても、平成17年1月21日に同通達に基づく実施区域として指定したところである。<br><br>(国土交通省)<br><br>社会実験として、河川管理者が許可できる占用主体及び占用施設の対象範囲を弾力化する特例措置を内容とする通達を平成16年3月23日に発出し、当該通達において、占用施設から得た施設利用料を良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いるものとした。<br><br>(都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について、国河政第98号国土交通事務次官通達)<br><br>なお、社会実験については、太田川(広島)、道頓堀川(大阪)に加え、今年1月愛知県知事より河川局長に対し、堀川(名古屋)の社会実験の実施区域としての指定の申請がなされ、1月に指定がなされたところであり、これらの社会実験実施区域の一部において、オープンカフェ等の実施が始まったところである。<br><br>このため、河川占用許可の弾力化に向けた、既得権益化の排除や河川空間整備を一層推進するための新たな財源確保方策等のスキームについては、今後も社会実験の動向を注視し、その状況を踏まえつつ、引き続き検討を進めていく必要があるとの結論に至ったところである。 |     |  |  |
| 道路空間と建築物                                 | 都市における土地の高度利用、街並みの連続性や賑わいを創出す                                       | 結論          |      |      | (国土交通省)   |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |  |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |  |     |  |  |
| の立体的利用の推進<br>(国土交通省)                     | る観点から、良好な市街地環境の形成や道路管理上支障が無く、都市計画上の位置付けが明確にされるなど、一定の要件を満たす場合には、道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて早急に検討を行い、結論を得る。          |             |        |        | ペデストリアンデッキや自由通路のような高架の歩行者専用道路等について、建築基準法第43条第1項第二号の特定高架道路等に該当するものとして、平成17年4月、「立体道路制度の運用について」(平成17年4月8日付国都計第2-2号、国道政第4号、国住街第14号及び国都計第2-3号、国道政第3号、国住街第14-2号都市・地方整備局都市計画課長、道路局路政課長、住宅局市街地建築課長通達)を発出し、高架の歩行者専用道路が立体道路制度を活用できるよう措置した。 |     |  |  |
| 都市公園における公園施設の設置・管理の弾力化<br>(国土交通省)        | 都市公園に関しては、管理者自らが公園施設の設置、管理を行うことが不適当又は困難と認められる場合に限らず、官民の協力によって、民間事業者等により、都市公園の機能の増進に資する幅広い施設の設置、運営が可能となるよう措置する。 | 措置          |        |        | (国土交通省)<br><br>「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第109号)により都市公園法の改正を行い、管理者自らが公園施設の設置、管理を行うことが不適当又は困難と認められる場合に限らず、都市公園の機能の増進に資すると考えられる場合には、民間事業者等が公園施設の設置、管理を行うことができることとした。  |     |  |  |

## 工 その他

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |  |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |  |     |  |  |
| 都市公園の地下利用の拡大<br>(国土交通省)                  | 地域のニーズに応じて都市公園の地下の利用が容易に幅広く可能となるように、公園立体区域を定めることができる制度（立体公園制度）を創設する。               | 措置          |        |        | (国土交通省)<br><br>「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第109号）により都市公園法の改正を行い、土地の有効利用等を図るため、地域のニーズに応じて都市公園の地下の利用が容易に幅広く可能となるように、都市公園の区域を立体的区域とすることができる制度（立体都市公園制度）を創設した。                       |     |  |  |
| 違法広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大<br>(国土交通省)          | のぼり旗等の違法広告物についても、行政庁が自らこれを除却し、又はその命じられた者若しくは委任した者が除却できるよう、簡易除却措置の対象とする。            | 措置          |        |        | (国土交通省)<br><br>「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第111号）により屋外広告物法の改正を行い、はり札や立看板でベニヤ版やプラスチック版などに直接印刷又は塗装されたもの、のぼり旗等についても、都道府県知事等が自らこれを除却し、又はその命じられた者若しくは委任した者が除却できるよう、簡易除却措置の対象とした。 |     |  |  |
| 都市公園事業費補助に係る公園施設の処分制限区分の多様化<br>(国土交通省)   | 都市公園事業費補助に係る公園施設ごとの処分制限期間を定める国土交通省令について、社会経済情勢の変化に応じた公園施設の多様化等に対応できるよう見直しを行い、措置する。 | 措置          |        |        | (国土交通省)<br><br>「国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令」（平成17年国土交通省令第50号）により、都市公園事業費補助で取得した公園施設の処分制限期間を定めた別表第3について、公園施設の多様化等に対応した見直しを行った。  |     |  |  |
| 事業用定期借地権                                 | 事業用定期借地権の活用実態に関する調査の結果を踏まえ、今   | 結論          |        |        | (法務省、国土交通省)  |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容      |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|---|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名   | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|   |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
| の存続期間の上限の引上げ<br>(法務省、国土交通省)                   | 後、民間事業者の情報提供協力を得て、存続期間の上限を引き上げることについての弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を検討する。   |             |        |        | 事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げの問題については、与党議員による検討が進められ、法務省及び国土交通省としても、必要な協力をってきたところであり、その検討の結果、前記上限を現行法の20年以下から50年未満に引き上げるべきであるとの結論が出されている。現在は、改正法案を議員立法として提出する準備が進められているものと承知している。      |     |  |  |
| 土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地の地方公共団体による有効利用<br>(総務省) | 土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措置を講じる。   | 措置          |        |        | (総務省)<br>「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、土地開発公社の経営健全化対策の抜本的な見直しを行い、設立団体等による再取得後に民間事業者に貸付けて有効利用を図る場合の地方債措置を含め、計画的に保有土地の処分を推進する地方公共団体を幅広く対象とした新たな経営健全化策を講じることとした。 |     |  |  |
| 地域地区に関する都市計画の決定、変更に係る要請制度の創設<br>(国土交通省)       | 都市再生特別措置法において、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する必要がある場合、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務付けに関する規定を設ける。 | 措置          |        |        | (国土交通省)<br>国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成16年4月1日施行）により、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する必要がある場合、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への   |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |      |      | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|------|------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |      |      |   |     |  |  |
|  |   | 16年度        | 17年度 | 18年度 |   |     |  |  |
|  |   |             |      |      | 当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務付けに関する規定を設けた。   |     |  |  |
| 屋外広告物条例を制定できる自治体の範囲の拡大（国土交通省）            | 景観行政を行う市町村が屋外広告物条例を制定できるよう措置する。   | 措置          |      |      | （国土交通省）<br>「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第111号）により屋外広告物法の改正を行い、政令市、中核市に加え、景観行政団体である市町村は、屋外広告物条例を制定することができることとした。 |     |  |  |
| 道路上の自転車駐車場設置の容認（国土交通省）                   | 道路上の自転車駐車場を道路の附屬物として位置付ける。  | 措置          |      |      | （国土交通省）<br>道路法施行令を改正して措置（平成17年4月1日施行）   |     |  |  |
| 要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱いの見直し（法務省）  | 要役地地役権の登記のある土地の分筆登記の申請書に要役地地役権者の権利消滅の承諾書が添付されているときは、要役地地役権の登記は転写しないこととするよう分筆の登記に関する法令の規定等を整備する。 | 措置          |      |      | （法務省）<br>不動産登記法の全面改正（本年3月7日施行）に併せて施行された法務省令（不動産登記規則）で措置。  |     |  |  |
| 工事完了前の開発区域における建築制限の解除制度の                 | 工事完了前の開発区域における建築制限の解除について、各開発許可権者における取扱い状況をとりまとめ、情報提供を行う。                                       | 措置          |      |      | （国土交通省）<br>都市計画法第37条ただし書による建築制限の解除について、各開発許可権者の取り扱いをとりまとめ、周知した。（平   |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |  |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |  |     |  |  |
| 弾力的運用についての情報提供等<br>(国土交通省)               |  |             |        |        | 成16年6月30日)   |     |  |  |
| 下水道法に基づく特定施設の届出に係る書類の様式の見直し<br>(国土交通省)   | 事業者の事務負担軽減をさらに徹底する観点から、下水道管理者において特定施設の届出に係る書類の様式を定める場合には、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出を行った際の書類の写し等を可能な限り活用できるようにするため、水質汚濁防止法に係る届出書類の様式と平仄を揃えることが適当である旨を下水道管理者に周知する。 | 措置          |        |        | (国土交通省)<br><br>平成16年4月20日に開催した全国下水道主管課長会議において周知した。   |     |  |  |
| 公有地の信託事業の場合の公用施設の建設等の制限の緩和<br>(総務省)      | 地方公共団体の公有地において、公用・公共用施設の建設等を目的とする信託を可能とすることについて検討し、結論を得る。  | 検討・結論       |        |        | (総務省)<br><br>地方公共団体が公用又は公共用施設の建設等を主たる目的とする信託を行うことについては、本来これらの施設等の建設が地方公共団体の責任と負担において行われるものであることを基本としつつ、今般のPFI制度や公の施設の指定管理者制度のように、地方公共団体と民間が協働した公用又は公共用施設の建設・管理運営等の手法が創設されている状況にも鑑みて検討してきたところである。<br><br>しかし、現在、金銭債権や基金に属する財産等の信託について地方公共団体等から規制改革要望等がなされていることも踏まえ、地方公共団体の信託制度活用のあり方の見直しについても検討しており、この見直しとの整合性も図る必要があるため、引き続き検討するという結論に至った。 |     |  |  |
| PFI事業における行政財産の使用又は収益の権限をPFI選定事業者から第三者    | 行政財産の使用又は収益の権限をPFI選定事業者から第三者   | 検討・結論       |        |        | (内閣府)  |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |        |        |  |     |  |  |
|  |   | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |  |     |  |  |
| る民間収益施設の流動化<br>(内閣府)                     | に譲渡することについて、総務省、財務省等関係省庁と必要な調整をしつつ検討を行い、結論を得る。  |             |        |        | 平成16年6月3日のPFI推進委員会中間報告において、「PFI事業用施設に附帯する民間収益施設について、公共施設等の管理者等が適切と認める第三者への譲渡を可能にするよう、PFI法の改正に向けて積極的に検討を行うべきである」旨、提言された。内閣府をはじめとした関係省庁は、この提言を尊重し、民間収益施設を公共施設等の管理者等が適切と認める第三者への譲渡を可能とするPFI法の改正が行われることが適当であるとの結論を得た。                    |     |  |  |
| 学校の教室の天井高さの見直し<br>(国土交通省、文部科学省)          | 学校の教室の天井高さの基準について、建設コストや設計上の制約のデメリット等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。<br><br>したがって、学校の教室の天井の高さが学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について調査を行い、その結果を踏まえて、建築基準法における学校の教室の天井の高さに係る基準の見直しの必要性について検討し、結論を得る。 | 検討          | 結論     |        | (国土交通省、文部科学省)<br><br>学校の教室の天井高が学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について、多様な専門家による調査・検討を行っているところ。また、構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針（平成16年9月10日 構造改革特別区域推進本部）における「学校の教室の天井高に関する規制緩和」を受け、学校の教室の天井高のあり方について、半年早めて平成17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講じることとしている。 |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容                  |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|---|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名   | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|   |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
| 地方住宅供給公社の組織形態に係る規制の緩和（国土交通省）                              | 地方住宅供給公社制度について、地方の実情に応じて、地方公共団体の自由な意思を反映した業務、組織運営が行えるよう検討を行う。  | 検討          | 結論     |        | (国土交通省)<br>地方の実情に応じて、地方公共団体の自由な意思を反映した業務、組織運営が行えるよう、設立団体の判断による自動的な解散を可能とする規定の整備等を行う地方住宅供給公社法の一部改正を含む「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出した。                            |     |  |  |
| 土地開発公社が先買 <sup>い</sup> 制度により取得した長期保有土地の用途制限の緩和（国土交通省、総務省） | 土地開発公社の長期保有土地のうち、公有地の拡大の推進に関する法律の先買 <sup>い</sup> 制度により取得したものについて、土地取得の経緯、これまでの土地処分に向けた取り組み状況、土地の有効活用に向けた計画内容等について各土地開発公社及び地方公共団体の状況を把握した上で、先買 <sup>い</sup> 制度の趣旨を踏まえつつ、土地の用途制限の緩和について、その是非を含めて検討し、結論を得る。 | 検討          | 結論     |        | (国土交通省、総務省)<br>土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律の先買 <sup>い</sup> 制度により取得した土地について、用途変更・民間処分等の現状を把握するため、平成16年7月に、道府県、政令市等あてにアンケート調査を実施した。<br>また、上記のアンケート調査結果を踏まえ、用途範囲の拡大の要望度が高い地方自治体等に対し、個別ヒアリングを実施した。 |     |  |  |
| 電気通信工事における主任技術者の資格要件の緩和（国土交通省、総務省）                        | 電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用の適否について、既存資格の試験内容等を踏まえ検討する。  | 検討・結論       |        |        | (国土交通省、総務省)<br>検討の結果、電気通信事業法に基づき電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者については、建設業法における電気通信工事の主任技術者として認めることとした。平成17年度中に所要の告示改正を行う予定。  |     |  |  |
| 宅地建物取引業法上の取引一任代理  | 宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可に係る資本額及び純資産額基準（1億円）の緩和については、宅地建物に係る消費者   | 検討・結論       | 措置     |        | (国土交通省)<br>宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可に係る資本  |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |   |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等  | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |        |        |  |     |  |  |
|  |   | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |  |     |  |  |
| 等の認可に係る資本額及び純資産額基準の緩和（国土交通省）             | 保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う。  |             |        |        | 額及び純資産額基準（1億円）の緩和については、平成17年度中に所要の措置を講ずる。  |     |  |  |
| TMOの主体としてNPO法人を追加（経済産業省）                 | 関係機関の了解が得られることを前提として、TMOの主体としてNPOを加える政令改正を行う。   | 措置          |        |        | （経済産業省）<br>TMOの主体として、NPO法人を追加する政令（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令（平成十年七月二十三日政令第二百六十三号））改正を行った。<br>平成16年10月27日公布<br>平成17年 4月 1日施行                                       |     |  |  |
| 開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供（国土交通省）       | 地方公共団体の地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう、市街化調整区域における開発許可例や条例の制定状況について調査し、情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を通知及び全国担当者会議等の場で周知する。 | 措置          |        |        | （国土交通省）<br>市街化調整区域における開発許可制度の運用状況に關し、各許可権者の基準の状況、都市計画法第34条第10号口による個別許可事例等について調査結果をとりまとめ、地域の実情に応じた開発許可制度の弾力的な運用に努めるよう通知するとともに（平成16年3月30日国都開第24号）全国都市計画主管課長会議において周知した（平成16年4月14日）。 |     |  |  |
| 21水素供給スタンドに関する建設可能地域制限の見直し               | 建築基準法の下では、工業地域・工業専用地域以外で、水素を高压に圧縮する水素供給スタンドや、石油系燃料等をスタンドで改質し水素を製造する「オンサイト製造型水素供給スタンド」の建設は                                   | 措置          |        |        | （国土交通省）<br>建築基準法施行令を改正し、自動車に充てんするための圧縮水素の製造で一定の製造設備を用いる施設について、第1   |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 |  |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                    | 措 置 内 容  | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |  | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
| （国土交通省）                                  | 認められていない。しかしながら、水素供給スタンドの普及の観点から、一定の安全要件を満たした上で、圧縮天然ガススタンド並みに、商業地域等においても、圧縮又は製造行為を伴う水素供給スタンドの建設制限を見直す。         |             |        |        | 種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域における圧縮ガスの製造に係る用途規制を適用しないこととした。  |     |  |  |
| 22用途地域による水素貯蔵量の制限（スタンド規模の制約）の見直し（国土交通省）  | 建築基準法の下では、水素供給スタンドについて、用途地域ごとに水素貯蔵量の制限があり、市街地にスタンドを建設する場合は小規模にならざるを得ないが、燃料電池自動車の普及の観点から、制限数量の増加見直しの可否について検討する。 | 結論          |        |        | （国土交通省）<br>圧縮水素の貯蔵量について、より制限の厳しい可燃性ガスではなく、圧縮ガスの数量による制限が適用されることを通知した。（「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成17年3月29日住宅局長通知）」）<br>なお、制限数量を超えるものについては、建築基準法第48条の規定に関する許可制度の活用により建築を認めることが可能であり、今後、水素供給スタンドの安全に関わる技術基準の策定を受けた後、技術的助言として通知を行う予定。 |     |  |  |
| 23建設業に係る許可申請の電子化（国土交通省）                  | 建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。   | 逐次実施        |        |        | （国土交通省）<br>国土交通大臣に係る建設業許可の申請等については全て経由事務であることから都道府県の汎用受付システムを経由することになるが、総務省が各都道府県に対して行うこととしている汎用受付システムの仕様（実施方策）が未提示であるため、その手法が検討できず、実施時期を平成17年度以降とした。<br>平成17年度においては電子申請の際の経由事務の廃止等も視野に入れつつ電子申請の実現に向けての検討を行つ                        |     |  |  |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容   |   |             |        |        | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等   | 備 考 |  |  |
|--|---|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名                                      | 措 置 内 容   | 実 施 予 定 時 期 |        |        |   |     |  |  |
|  |   | 16 年 度      | 17 年 度 | 18 年 度 |   |     |  |  |
|  |   |             |        |        | ていくこととし、その旨を平成17年1月の地方整備局建設業主管課長会議において周知するとともに、協力を要請した。   |     |  |  |
| 24宅地建物取引業に<br>係る免許申請の電<br>子化<br><br>(国土交省) | 宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。 | 逐次実施        |        |        | <p>(国土交通省)</p> <p>都道府県等とシステムの構築方針について協議した結果、宅地建物取引業の免許申請及び届出は、法の運用上、国土交通大臣免許業者及び都道府県知事免許業者の情報を一体化して管理する必要があり、また申請者の便宜上、電子申請システムは全国同一仕様によるシステムの構築が必要であるとの合意を得た。</p> <p>今後、当該合意に基づき、国と都道府県間のネットワークシステム等、関連するシステムの状況を踏まえてシステム整備を図っていく。</p> |     |  |  |